

船舶運航官程令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十  
年政令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 期間より、船契約の締結を要しない船舶

第一節 総トン数百トン以上の鋼製船舶等

（船舶の定義）

第一條 この節において「船舶」とは、総トン数百トン（総トン数の定  
のない船については長さ二十五メートル）以上の鋼製の船、撈揚力十  
五トン以上の起重機船及び浮ドックをいう。

（國又は地方公共團體が船舶を使用する場合）

第二條 國又は地方公共團體は、左の各号の一に掲げる用途に過する稱  
號又は設備を有し、且つ、その所有に屬する船舶については、もつぱ  
ら該用途にみずから使用するときに限り、これを使用することがで

きる。但し、運輸大臣が船運促進のため船舶を指定した船舶につい  
ては、船舶運管会がその運航を統制するものとする。

- 一 漁業取締用
- 二 漁業調査用
- 三 漁業講習用
- 四 ケーブル敷設用
- 五 氣象観測用
- 六 航海練習用
- 七 汚物処理用
- 八 引船用
- 九 救難用
- 十 しゆんせつ用
- 十一 浮水用
- 十二 海上保安應用

- 十三 鉄道連絡船用
- 十四 官外局監視船用
- 十五 起重機船用
- 十六 パーデ用

と 前項の場合において又は地方公共団体の当該機関は、当該船舶の  
 1. 用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報  
 告書を送達大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、国有財産法（昭和二十二年法律第七十  
 三号）第三條に規定する普通財産である船舶については、一時使用の  
 許可を受けたもの又は貸付を受けたものを除いては、これを使用するこ  
 とができない。

第三條 又は地方公共団体が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶  
 をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船  
 船を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用しようとするときは

当該船舶は、第二号様式による申請書を提出して運輸大臣  
 の承認を受けなければならない。

と 又は地方公共団体が、この政令施行の際現に前條第一項に規定す  
 る船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用してい  
 るときは、又は船舶を同條同項各号に掲げる用途以外の用途に使用してい  
 るときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわ  
 らず、その使用を継続することができる。その期間内に当該機関が前  
 項の申請書を提出した場合において、その申請に対する承認又は不承  
 認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

（私人が船舶を使用する場合）

第四條 又は地方公共団体以外の者（以下私人という。）は、左の各  
 号の一に掲げる用途に過する構造又は設備を有し、且つ、その所有に  
 属する船舶については、もつばら当該用途にみずから使用するとき  
 限り、これを使用することができる。

- 一 ケーブル敷設用
  - 二 救難用
  - 三 引船用
  - 四 しゆんせつ用
  - 五 汚物処理用
  - 六 ちりすて用
  - 七 パーチ用
  - 八 旅客運送用（連日大臣が告示で定める範囲のものに限る。）
  - 九 船舶修理工作用
  - 十 軽便船用
  - 十一 浮ドック用
- と 前項の場合においては、その者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を連日大臣に提出しなければならぬ。

第五條 私人が、前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しようとするとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しようとするときは、第二号様式による申請書を提出して、連日大臣の許可を受けなければならぬ。

と 私人が、この政令施行の際現に前條第一項に規定する船舶以外の船舶をもつばら同條同項各号に掲げる用途に使用しているとき又は船舶を同條同項各号に掲げる用途並びに漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用しているときは、この政令施行の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、その使用を継続することができる。その期間内に前項の申請書を提出した場合は、その申請に対する承認又は不承認の決定の通知を受けるまでの期間についても同様である。

（変更の報告）

第六條 第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により使用する船舶又

は第三條第一項若しくは第五條第一項の規定により使用の承認若しくは許可を受けた船舶の譲渡、貸渡（期間より船を含む。以下同じ。）若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更したときは、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号 様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

（私人が船舶を漁船として使用する場合）

第七條 私人は、漁船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間より船を含む。）をしたものをもつばら漁船としてみずから使用するときに限り、これを使用することができる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号 様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日

以内に、第三号 様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

4 第二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

（経過規定）

第八條 第二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用に關しては、船舶がこの政令施行の際現に当該用途に使用されている場合に於ては、当該船舶の使用を開始した日とあるのは、この政令施行の日とする。

第二節 木製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等

（船舶の定義）

第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン数五トン以上百トン未満の鋼製船舶及び推進力十五トン未満の起車後船をいう。

（準用規定）

第十條 國又は地方公共団体が、船舶を使用するときは、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。

十七 税関監視船用

十八 水上警察用

十九 海運局雜役用

二十 ちりすて用

2 私人が、船舶を漁船及び貨物船の用途以外の用途に使用するときは、

第四條から第六條まで及び第八條の規定を準用する。

3 私人が、総トン数百トン以上の木製船舶を漁船として使用するとき

は、第七條及び第八條の規定を準用する。

4 前三項の場合においては、第二條から第七條までの規定中「三十日」とあるのは「六十日」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定による報告書又は申請書の提出は、こ

れを提出すべき者の主たる事務所所在地を管轄する海運局を経由しななければならない。

（船舶の報告）

第十一條 船舶を所有する私人は、毎年、第四号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。但し、前條第二項又第三

項の規定する場合は、この限りでない。

2 前項の報告書の記載事項に変更があつたときは、その事由が発生した日から六十日以内に、その旨を記載した報告書を運輸大臣に提出し

なければならない。

前二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

（漁船に関する除外規定）

第十二條 漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）が效力を有する間は、漁船である船舶の報告については、前二條の規定を適用せず

漁船登録規則により報告書を提出するものとする。

第二章 期間より船契約の締結を要する船舶

(期間より船契約)

第十三條 総トン数百トン以上の鋼製船舶（國有財産法第三條に規定する普通財産であつて一時使用を許可していいないもの又は貸付をしていいないものを除く。）でもつばら第二條第一項、第四條第一項又は第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶並びに第三條又は第五條の規定による承認又は許可を受けて使用する船舶以外の船舶の所有者は、あらかじめ運輸大臣が定める期日においてその定める條件及びよう船料により、船舶運営會に對し、当該船舶を期間より船の形式で貸し渡さなければならぬ。但し、運輸大臣が船名を指定して告示した船舶はこの限りでない。

と 船舶運営會は、前項の規定による貸渡の申込があつたときは、その船舶を借り受けなければならぬ。

3 第一項の規定により船舶を船舶運営會に貸し渡す場合においては、

航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）第二條の規定は、適用しない。

4 運輸大臣は、第一項の規定により船舶運営會に貸し渡さなければならぬ船舶の所有者に對し、同項の期日並びに條件及びよう船料をその期日の十日前までに通知しなければならぬ。

(よう船料)

第十四條 前條第一項に規定するよう船料については、運輸大臣は、期間より船料審議會の議を經て定めなければならない。

(訴訟)

第十五條 第十三條第一項の規定により運輸大臣が定める條件又はよう船料に不服がある者は、訴訟をすることができぬ。

(裁定)

第十六條 第十三條第一項の規定による貸渡の條件又はよう船料に關し船舶運営會と船舶所有者との間に紛争が生じたときは、当事者双方の申出により運輸大臣が裁定する。

2 運輸大臣は、前項の規定をする場合において、上り船料に関しては、期間上り船料審議会の議を経なければならぬ。

(期間上り船契約の解除)

第十七條 第十三條第一項の規定により、船舶運管会に貸渡をしてゐる船舶の所有者は、第五号様式による申請書を運輸大臣に提出してその承認又は許可を受けなければ、当該船舶に関する期間上り船契約を解除することができない。

2 運輸大臣は、前項の船舶がもつばら第二條第一項若しくは第四條第一項に掲げる用途に使用される場合、私人が前項の船舶をもつばら漁船として使用する場合又は前項の船舶について第三條第一項の承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をすることができない。但し、当該船舶に就する期間上り船契約が解除されることによつて船舶運管会の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、前項の承認又は許可をしてはならない。

第三章 期間上り船料審議会

(設置)

第十八條 運輸省に、期間上り船料審議会(以下審議会という。)を置く。  
2 審議会は、第十三條第一項の規定する上り船料に関する事項を調査審議する。  
3 審議会は、第十三條第一項の規定する条件について、運輸大臣に意見を具申すことができる。

(組織)

第十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(委員)

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。  
一 経済安定本部長の職にある者  
二 物價院第五部長の職にある者

- 三 大蔵省主計局長の職にある者
  - 四 運輸省海運総局長官の職にある者
  - 五 船舶迎営会理事長の職にある者
  - 六 社団法人日本船主協会の会長の職にある者
  - 七 所有船舶の総トン数を加算した数が五千トンを超えない船舶所有者を代表すると認められる者
  - 八 法律又は経済に関する学識経験のある者
- 前項第一号から第六号までに掲げざる者のうち欠けた者がある場合には、運輸大臣はその者に代つてその事務を行つていざる者を委員に任命又は委嘱することができらる。

(会長)

- 第二十一條 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、前條第一項第八号に掲げざる者につき委嘱した委員をもつて充てる。

- 4 会長に事故があるときは、運輸大臣が委員のうちから会長代理を指す。

(委員の任期)

- 第二十二條 第二十条第一項第七号及び第八号に掲げざる者につき委嘱した委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

(議事)

- 第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによらる。

(庶務)

- 第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運総局において処理する。

第四章 雜則

- (船舶共有及び一時使用等)

第二十五條 この政令の適用については、船舶共有の場合においては船舶管理人を、國有財産法第三條に規定する普通財産である船舶を一時使用させた場合又は貸し付けた場合においては一時使用を許可された者又は貸付を受けた者その船舶の所有者とみなし、これらの場合においては、その者にのみ船舶所有者に關する規定を適用する。

（立入検査）

第二十六條 近輪大臣は、この政令を施行するため必要があるときは、当該官吏に船舶所有者若しくは船舶所有者の事務所又は船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該官吏が前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

第五章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以

下の罰金に処する。

一 第五條第一項（第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十三條第一項又は第二項の規定に違反した者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項、第六條（これらの規定を第十條第二項において準用する場合を含む。）又は第七條第二項若しくは第三項（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二 第二十六條第一項の規定に基く当該官吏の立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第二十九條 前二條の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができん。

第三十條 第十一條第一項又は第二項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、五千円以下の罰金に処す。  
第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七條、第二十八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰す外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科す。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行す。

裏面白紙

第一号様式

船舶明細報告書

第1号様式 船舶明細報告書

船名 \_\_\_\_\_ (スカジヤク) 番号 \_\_\_\_\_ (8) 旧船名 \_\_\_\_\_

(4) 所有者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (船主の場合)

(5) 使用者の住所氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (42) (43) の製作者 \_\_\_\_\_

(6) 船舶の種類 (公署特殊船・私人特殊船・漁船の別) \_\_\_\_\_ (44) 推進器の種類 \_\_\_\_\_

(7) 用途 \_\_\_\_\_ (8) 船質 (鋼製・木製の別) \_\_\_\_\_

(9) 船型 \_\_\_\_\_ (10) 信号符号 \_\_\_\_\_ (11) 泊港 \_\_\_\_\_

(11) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (12) 船籍港 \_\_\_\_\_ (13) 船の長さ \_\_\_\_\_ (14) 船の幅 \_\_\_\_\_ (15) 船の深さ \_\_\_\_\_

(16) 甲板層の数 \_\_\_\_\_ (17) 総トン数 \_\_\_\_\_ (18) 純トン数 \_\_\_\_\_

(19) 主機トン数 \_\_\_\_\_ (20) 航速力 \_\_\_\_\_ (21) 最高速力 \_\_\_\_\_

(22) 満載さつ水 \_\_\_\_\_ (23) 軽さつ水 \_\_\_\_\_ (24) 進水年月 \_\_\_\_\_

(25) しゅう工年月 \_\_\_\_\_ (26) 建造場所 \_\_\_\_\_ (27) 造船所名 \_\_\_\_\_

(28) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (29) 乗組員数 \_\_\_\_\_

---

(30) 容積トン数 (ばら) \_\_\_\_\_ (31) 容積トン数 (包装) \_\_\_\_\_

(32) 貨物用貯蔵庫の容積 \_\_\_\_\_ (33) カーゴ・デポ・タンクの数及び容量 \_\_\_\_\_

(33) 貨物用タンクの容積 (タンカーの場合) \_\_\_\_\_ (34) バッチの数及び大きさ \_\_\_\_\_ (35) 駆排水トン数 \_\_\_\_\_

(36) デリクフレームの数及び能力 \_\_\_\_\_ (37) ディンクの数 \_\_\_\_\_

(38) 貨物ポンプの数及び能力 (タンカーの場合) \_\_\_\_\_ (39) 二種以上の液体貨物を送る設備の有無 (タンカーの場合) \_\_\_\_\_

(40) 二種以上の液体貨物を送る設備の有無 (タンカーの場合) \_\_\_\_\_ (41) 燃料の種類及び型式 \_\_\_\_\_ (42) 燃料の製作者 (船の長さ) \_\_\_\_\_

(43) ボイラーの種類及び型式 \_\_\_\_\_ (44) 馬力 \_\_\_\_\_ (45) 推進器の数 \_\_\_\_\_

(46) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (47) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_ (48) 最高速力 \_\_\_\_\_

(49) 燃料の消費量 (一日当り) \_\_\_\_\_ (50) 燃料の消費量 (一日当り) \_\_\_\_\_ (51) 泊港 \_\_\_\_\_

(52) 燃料による航路距離 \_\_\_\_\_ (53) 燃料による航路時間 \_\_\_\_\_

裏面白紙

(54) 受信機の数及び型式

(53) 送信機の数及び型式

E (55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細

(56) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法

(57) 最後の改造年月及び改造要目

(58) 船舶の現状

上記の通り船舶航行管理令第 條 第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

大臣

殿

裏面白紙

第二号様式

船舶使用許可（承認）申請書

A	(1)船名	(2)スカジヤツ番号	(9)旧船名
	(4)所有者の住所氏名(名称)		
	(5)使用者の住所氏名(名称)		
	(6)船舶の種類(官公署特殊船・私人特殊船・漁船・貨物船の別)		
	(7)船質(鋼製・木製の別)		
	(8)船型	(9)信号符字	
	(10)船舶番号	(11)船籍港	
	(12)現在使用中の用途		
	(13)運輸大臣の許可又は承認を受けて使用しようとする用途		
B	(14)船の長さ	(15)船の幅	(16)船の深さ
	(17)甲板積の数	(18)総トン数	(19)純トン数
	(20)重量トン数	(21)航海速度	(22)最高速度
	(23)海載きつ水	(24)睡きつ水	(25)進水年月
	(26)しゅうん工年月	(27)建造場所	(28)造船所名
	(29)乗組員定員		
C	(30)旅客定員	一等 名: 二等 名: 三等 名:	
	(31)容積トン数(ばら)	(32)容積トン数(包装)	(33)貨物用冷蔵庫の容積
	(34)カセ、デブ、タクの数及び容積	(35)貨物油タンクの容積(バカーの場合)	
	(36)ハツチの数及び大きさ	(37)軽排水トン数	
	(38)アツク、ブームの数及び力量	(39)ウインチの種類	
	(40)貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合)		
	(41)二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合)		
D	(42)機関の種類及び型式	(43)機関の製作者	
	(44)ボイラーの種類及び型式	(45)軸馬力	
	(46)推進器の数	(47)燃料の種類	
	(48)燃料庫の容積	(49)燃料消費量(一日当り) 航海中	
	てい泊中	(50)養かん水容量	(51)蒸化品の数及び蒸化能
	力(一日当り)	(52)燃料による航路距離	
	(53)養かん水による航路時間		

(54) 透信機の数及び型式	(55) 受信機の数及び型式
甲 (56) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細	
(57) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法	
(58) 最後の改造年月及び改造要目	
(59) 船舶の現状	

上記の通り船舶運輸管理令第 条第 項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

運輸大臣 殿

裏面白紙

第三号様式

船舶に關する変更の報告書

(1)船名 \_\_\_\_\_ (2)スカジャツプ番号 \_\_\_\_\_ (3)旧船名 \_\_\_\_\_

(4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_

(6)船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船、貨物船の別) \_\_\_\_\_

(7)船質(銅製、木製の別) \_\_\_\_\_

(8)船型 \_\_\_\_\_ (9)信号符号 \_\_\_\_\_

(10)船舶番号 \_\_\_\_\_ (11)船籍港 \_\_\_\_\_

(12)変更があつた事項及び変更があつた年月日 \_\_\_\_\_  
 (イ)構造又は設備を変更したときはその詳細及びその年月日 \_\_\_\_\_

(13)船泊の塊状 \_\_\_\_\_  
 (ロ)使用方法(用途の変更又は使用の休止若しくは既止の場合を含む)を変更したときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_  
 (ハ)船体、貨渡又は引渡をしたときはその詳細及び年月日 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶管理令第 條第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印

大臣 殿

船舶検査規則（その一） 百トン以上木船明細報告書

(1) 船名	(2) 旧船名
(3) 所有者の住所氏名 (名稱)	
(4) 使用者の住所氏名 (名稱)	
(5) 船舶の種類 (汽船、帆船の別)	(6) 用途
(7) 船身符号	(8) 船舶番号
(9) 船体構造	
(10) 船の長さ	(11) 船の幅
(12) 甲板層の枚	(13) 総トン数
(14) 主機トン数	(15) 航海速度
(16) 最高速度	(17) 満載きつ水
(18) 満載きつ水	(19) 造水年月
(20) 竣工年月	(21) 建造場所
(22) 乗組員定員	
(23) 旅客定員	(24) 容積トン数 (ばら)
(25) 容積トン数 (包貨)	(26) 貨物用冷蔵庫の容積
(27) ハツテの寸及び大きさ	(28) デリツク、フームの枚及び力
(29) 帆の種類	(30) ボイラーの種類
(31) 槳馬力	(32) 推進器の枚
(32) 燃料の種類	(34) 燃料庫の容積
(33) 帆の指輪 (一時開閉り)	
(35) 船体の現狀	

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名 (名稱) 印

海軍大臣

裏面白紙

船隻登録簿 (その二) 百トン未満船舶明細報告書

(1) 船名 \_\_\_\_\_

(2) 所有者の住所氏名(名稱) \_\_\_\_\_

(3) 船舶の種類(汽船、帆船の別) \_\_\_\_\_ (4) 用途 \_\_\_\_\_

(5) 船質(鋼製、木製の別) \_\_\_\_\_ (6) 船号符号 \_\_\_\_\_

(7) 船舶番号 \_\_\_\_\_ (8) 船籍港 \_\_\_\_\_

(9) 船の長さ \_\_\_\_\_ (10) 総トン数 \_\_\_\_\_

(11) 最高トン数 \_\_\_\_\_ (12) 最高速度 \_\_\_\_\_

(13) 進水年月 \_\_\_\_\_ (14) 建造場所 \_\_\_\_\_

(15) 乗組員定員 \_\_\_\_\_ (16) 機関の種類 \_\_\_\_\_

(17) 機関の製作者 \_\_\_\_\_ (18) 燃料の種類 \_\_\_\_\_

(19) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第十一條の規定により報告する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名稱) \_\_\_\_\_ 印

運輸大臣 殿

裏面白紙

第五号様式

期間とう船契約解除許可(承認)申請書

A (1)船名 \_\_\_\_\_ (2)新シブ番号 \_\_\_\_\_ (3)旧船名 \_\_\_\_\_  
 (4)所有者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (5)使用者の住所氏名(名称) \_\_\_\_\_  
 (6)船型 \_\_\_\_\_ (7)信号符号 \_\_\_\_\_  
 (8)船泊番号 \_\_\_\_\_ (9)船籍港 \_\_\_\_\_  
 (10)船舶運管会に貸渡をした年月日及び貸渡後現在までの使用状況 \_\_\_\_\_  
 (11)使用しようとする用途 \_\_\_\_\_  
 (12)船舶運管会に対する期間とう船契約の解除を必要とする理由につきその詳細 \_\_\_\_\_  
 (13)第三條第一項の承認又は第五條第一項の許可を申請したときはその年月日 \_\_\_\_\_

B (14)船の長さ \_\_\_\_\_ (15)船の幅 \_\_\_\_\_ (16)船の深さ \_\_\_\_\_  
 (17)甲板骨の數 \_\_\_\_\_ (18)トン數 \_\_\_\_\_ (19)純トン數 \_\_\_\_\_  
 (20)置量トン數 \_\_\_\_\_ (21)最高速力 \_\_\_\_\_ (22)最高速力 \_\_\_\_\_  
 (23)満載喫水 \_\_\_\_\_ (24)軽きつ水 \_\_\_\_\_ (25)進水年月 \_\_\_\_\_  
 (26)しゆん工年月 \_\_\_\_\_ (27)建造場所 \_\_\_\_\_ (28)造船所名 \_\_\_\_\_  
 (29)乗組員定員 \_\_\_\_\_

C (30)旅客定員 一等 \_\_\_\_\_ 名 二等 \_\_\_\_\_ 名 三等 \_\_\_\_\_ 名  
 (31)容量トン數(ばら) \_\_\_\_\_ (32)容量トン數(包装) \_\_\_\_\_ (33)貨物用冷蔵車の容量 \_\_\_\_\_  
 (34)カーゴタンクの數及び容量 \_\_\_\_\_ (35)貨物用タンクの容量(タカの場合) \_\_\_\_\_  
 (36)ハツチの數及び大きさ \_\_\_\_\_ (37)軽非水トン數 \_\_\_\_\_  
 (38)デリックブームの數及び力量 \_\_\_\_\_ (39)ウインチの電氣 \_\_\_\_\_  
 (40)貨物用ポンプの數及び力量(タンカーの場合) \_\_\_\_\_ (41)ウインチの電氣 \_\_\_\_\_  
 (42)二層以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合) \_\_\_\_\_  
 (43)船橋の電氣及び型式 \_\_\_\_\_ (44)船橋の製作者 \_\_\_\_\_  
 (45)ボイラーの電氣及び型式 \_\_\_\_\_ (46)軸馬力 \_\_\_\_\_

裏面白紙

(4) 推進器の数 \_\_\_\_\_ (5) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ (6) 燃料庫の容積 \_\_\_\_\_  
 (7) 燃料消費量(一日当り) \_\_\_\_\_ (8) 航海中 \_\_\_\_\_ (9) 泊中 \_\_\_\_\_  
 (10) 養かん水容量 \_\_\_\_\_ (11) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) \_\_\_\_\_  
 (12) 燃料による航続距離 \_\_\_\_\_ (13) 養かん水による航続時間 \_\_\_\_\_  
 (14) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_ (15) 受信機の数及び型式 \_\_\_\_\_  
 (16) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 \_\_\_\_\_  
 (17) 外国で建造された船舶であるときはその取得方法 \_\_\_\_\_  
 (18) 最後の改造年月及び改造要目 \_\_\_\_\_  
 (19) 船舶の現状 \_\_\_\_\_

上記の通り船舶運航管理令第十七條第一項の規定により申請する。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名(名称)

印

逓傳大臣

殿

裏面白紙

理由

連合國軍最高司令官の指令により、船舶の海航管理方式を変更す  
る必要があるからである。

裏面白紙

船舶運輸管理令解説表

大分類	所有関係	船種、船型	運輸管理	政令条文	報告、申請書式	經由官庁
(2) 帰還輸送船	政府所有船	スベテノ船	C. M. M. C. 統制運輸	船名告示 2條但書	報告事項ナシ	/
	民間所有船	〃	國家使用継続(裸用船)	船名告示 13條但書	報告事項ナシ	/
(4) 政府特殊使用船 (因ハ地方公共団体)	政府所有船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸..... 第一條ノ用途(道)	第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省
		〃	承認運輸..... 第一條以外ノ用途	第三條、第六條	別表(一)(三)	本省
	政府借入船	スベテノ船	承認運輸	第三條、第六條、第十條一項	別表(一)(三)	100トン未満ノ鋼船 及ビ木船... 海運局
		木船及ビ100トン 未満ノ鋼船	自由運輸..... 第十條一項ノ用途(20運)	第十條一項、第二條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局
(4) 民間特殊使用船	所有船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸..... 第四條ノ用途	第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	本省
		〃	承認運輸..... 第四條以外ノ用途	第五條、第六條	別表(一)(三)	本省
	借入船	スベテノ船	承認運輸	第五條、第六條、第十條一項	別表(一)(三)	100トン未満ノ鋼船 及ビ木船... 海運局
		木船及ビ100トン 未満ノ鋼船	自由運輸..... 第四條ノ用途	第十條二項、第四條、第六條、第八條	別表(一)(三)	海運局
(4) 漁船	所有船、借入船	100トン以上ノ鋼船	自由運輸..... 漁船ノ用途	第七條	別表(一)(三)	水産庁長官
		木船及ビ100トン 未満ノ鋼船	承認運輸..... 漁船ノ用途	第十二條 (第十條三項、第七條、第八條)	漁船登録規則	府県知事
(7) 貨物船 (自由運輸ノ船ヲ除ク) タンカー、セメントタンカー等	〃	100トン以上ノ鋼船	定期用船契約 (例外 帰還輸送保安庁用、米 粟提供、在外留籍船)	第十三條	報告事項ナシ	/
		〃	契約解除	第十七條	別表(五)	本省
		木船及ビ100トン 未満ノ鋼船	自由運輸	第十一條	別表(四)	海運局

裏面白紙

AG 544 (27 Jul 48) OTS  
SCAPIN 1931

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AFO 500  
2 September 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Japanese Merchant Shipping

1. References:

- a. SCAPIN 256 of 9 November 1945, file AG 334, subject, "Appointment of Civilian Merchant Marine Committee."
- b. SCAPIN 1828 of 26 November 1947, file AG 545, subject, "Sale or Charter of Japanese Merchant Vessels."
- c. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1778 of 16 June 1948, file CNFE/A4-3, subject, "Japanese vessels, assignment of SCAJAP number and issuance of Certificates of Operation."
- d. Commander Naval Forces, Far East serial letter 1782 of 16 June 1948, file CNFE/A4-3, subject, "Operation of Vessels under the Supervision of the Administrator, SCAJAP."

2. This directive does not modify or supersede references in paragraph 1, nor shall it be interpreted as changing existing policy previously announced as follows:

a. All vessels assigned to repatriation will be retained in that service under the operational and administrative control of the Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine (SCAJAP), through Civilian Merchant Marine Committee.

b. The assignment of merchant vessels and present booking procedures now in effect shall continue as heretofore.

3. In order to increase the utilization of Japanese merchant fleet, the following revisions in procedures will be affected by the Japanese Government:

a. The Japanese Government through its Ministries and various agencies will exercise operational control of all vessels to which complete title is held by the Japanese Government, designed and engaged exclusively in the following special services of the Government: Fishery patrol, fishery research, fishery training, cable layers, weather service, training, sewage, tugs, salvage, dredger, ice-breaker, and police patrol. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. This operational control will include manning, supply, and husbandry of the vessels. The Ministry of Transportation will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title, and operational status of these vessels in accordance with requirements set forth in reference, 1b.

b. Respective private owners will operate all vessels designed and engaged exclusively in the following special services: Salvage, tug, dredger, sewage, hopper, barge, passenger ferry, utility, floating crane, and floating dock. Expansion of these categories shall be subject to prior approval of Commander Naval Forces, Far East. The Master or Owner will be responsible for reporting any change in charter, characteristics, title and operational status of these vessels to the Ministry of Transportation.

c. Respective private owners, under the immediate supervision of the Fisheries Agency, Ministry of Agriculture and Forestry, may operate all vessels over 100 gross tons employed exclusively in fishing and whaling service. The Director, Bureau of Fisheries shall report any change in the charter, title or operational status to the Ministry of Transportation.

d. The Civilian Merchant Marine Committee will employ on a time charter basis under the direction of the administrator, SCAJAP, all steel vessels over 100 gross tons not mentioned in sub-paragraphs 3a through c above.

e. Through the Civilian Merchant Marine Committee, vessels referred to in sub-paragraphs 3a, b, c and d above will be subject to the administrative control of the Administrator, SCAJAP.

f. The Ministry of Transportation will collect copies and submit such reports as may be required.

4. Revisions listed above have been prepared with a view to:

a. Providing for the most efficient means of vessel operation.

b. Giving full benefit to the national economy.

c. More fully utilizing the skills and capabilities of the shipping industry.

d. Increasing the lifting capacity of the present fleet.

e. Reducing the deficit in Japanese Government operation.

5. To permit orderly and gradual return of operating responsibilities for Japanese merchant fleet and miscellaneous craft to normal channels as outlined above, direct communication in implementation thereof is authorized between Civil Transportation Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Commander for the Allied Powers Far East, (Administrator, Shipping Control Authority Japanese Merchant Marine) and the Japanese Government.

TOP THE SUPREME COMMANDER:

表題 「日本海運」

一、参考文書

- 一九四五年十一月九日附 SCAPIN 二五本号（繰番号 AG 334）  
「C.M.M.C. の任命」
  - 一九四七年十一月二十六日附 SCAPIN 一八二八号（繰番号 AG 545）  
「日本商船の買収又は備船」
  - 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七七八号（繰番号 CIFE/A-3）  
「日本商船に SCAP 番号を付け、運航証明書を発行することについて」
  - 一九四八年六月十六日附 COMNAVFE 文書一七八二号（繰番号 CIFE/A-4-3）  
「SCAP 長目監督下に於ける船舶の運航」
- 二、この指令は第一項に述べた参考文書を修正し或はそれに代るものではない。又この指令によつて既に発表を見た左の現行政策が変更されるものと解釈してはならない。

復員輸送に充当された船舶はすべて依然として C.M.M.C. を通じて日本商船管理局長官による運航上及び管理上の統制を受けるものとする。

（二）商船の配船及び現行の booking 手続は従前通り存続する。日本商船隊を一層活用する為に日本政府は手続を左の通り改正すること。

（一）日本政府は、各省及びその部局を通じて、日本政府が完全な所有権を有し政府の爲に左の特任任務に従事する為に設計され従事しているすべての船舶の運航を掌握するものとする。

一 漁業監視・漁業調査・漁業訓練・電探・救急船・氣象観測・訓練・汚物処理・曳船・救難・俊深・押水・警備監視

これらの船舶の運航を拡張するに当つては COMNAVFE の事前許可を要する。ここにいう運航上の掌理とは配乗・補給及び船舶の管理をいふ。運輸大臣は、これらの船舶の備船・特徴・所有権及び運航状態

の変更がなればそれについて参考文書(一)に定める要件に従つて報告する責任を有する。

(二) 左に掲げる特殊任務の爲に設計されその爲にのみ従事する船舶は各私人船主がこれを運航する。

一 救難・曳船・浚渫・汚物処理・芥菜船・狩・小型客船・雑役船  
( utility )、字クレイン及び浮船渠

これらの船舶の種類を拡張するに当つては CONNAVTE の事前許可を要する。船長又は船主は、これらの船舶の備給・特設、所有権及び運航状態に変更がなれば、それについて運輸大臣に報告する責任を有する。

(三) 漁業及び捕鯨船のみ使用される百総噸以上の船舶はすべて農林省水産局長は漁船所有権又は運航状態の変更がなればこれを運輸大臣に報告する。

本運輸の直接の監督の下に各私人所有者がこれを運航することが出来る。

(四) 前記(一)乃至(三)各号に述べられていない百総噸以上の船舶は、すべて SCATAP 長目の指示の下に、C.M.M.C. が、タイム・チャーター制でこれを用いる。

(五) 前記(一)乃至(三)各号に掲げた船舶は C.M.M.C. を通じて SCATAP 長目の監督上の統制を受ける。

(六) 運輸大臣は要求を受けた報告を蒐集・編輯・提出するものとする。右の改正措置は次の目的の爲に行つた。

(一) 船舶運航の最も能率的な方法の確立。  
(二) 最大限の利益を國家経済に與えること。

(三) 海運業界の技能能力を一層活用すること。  
(四) 現商船隊の運送能力を増大させること。  
(五) 日本政府運賃の欠損の削減。

五日本商船隊及び雑種の運航の責任を秩序整然と隊々に上記のような平常の方式に還元することを図るためにその実現に關して總司令部民間運輸局・樞東海軍部司令部( SCATAP )長目と日本政府の間直接連絡することを得可とする。